匝瑳市市民憲章制定スケジュール(案)

【平成20年7月】

〇第1回匝瑳市市民憲章検討委員会の開催

第1回匝瑳市市民憲章検討委員会を開催する。

- ・ 委嘱書の交付
- ・委員長及び副委員長の選出
- ・市民憲章制定要領(案)について
- ・市民憲章制定スケジュール (案) について
- ・市民憲章文案募集要領(案)について
- その他

[8月]

〇市民憲章文案の募集

広報そうさ8月号及びホームページにより市民憲章の文案を広く市民から募集する。募集期間は8月1日~8月31日の1か月間とする。応募は1人何点でも可とする。

応募方法は、匝瑳市役所企画課企画調整班あてに、郵送、Eメール、FAX 又は持参するか、主な公共施設に設置する応募箱への投函によるものとする。 主な公共施設は、市役所本庁舎、野栄総合支所、市民ふれあいセンター、八 日市場公民館、ふれあいパーク八日市場とする。

【9月~10月】

〇第2~3回匝瑳市市民憲章検討委員会の開催

第2~3回匝瑳市市民憲章検討委員会を開催する。

市民から応募された市民憲章の文案をたたき台として検討し、第3回検討委員会までに最終的な市民憲章に近い形態(市民憲章の素案)として整理する。

【11月】

〇パブリックコメントの実施

ホームページにより市民憲章素案を掲載、周知するとともに、パブリックコメントを実施して市民から意見を募集する。パブリックコメント実施期間は1 1月1日~11月20日の20日間とする。

【12月】

〇第4回匝瑳市市民憲章検討委員会の開催

パブリックコメントを実施した後、第4回匝瑳市市民憲章検討委員会を開催 する。

パブリックコメントにかかる市民の意見をふまえ、市民憲章(案)をまとめ、 検討委員会による検討を終了する。

〇市長報告

匝瑳市市民憲章検討委員会における検討結果を市長に報告する。

【平成21年1月】

〇庁議決定

匝瑳市市民憲章検討委員会における検討結果について、庁議を開催し、庁議 において最終的に市民憲章を決定する。

〇告示

市民憲章の制定に係る告示を行う。

[3月]

〇市民憲章の公表

広報そうさ3月号及びホームページにより市民憲章の制定を公表する。

〇議会報告

市民憲章の制定について、市議会3月定例会に報告する。

〇市民憲章碑の設置・除幕式

市民憲章碑を設置するとともに除幕式を行う。

〇市民憲章の印刷物の掲示

市民憲章の印刷物を作成し、パネルにて主な公共施設に掲示する。

〇記念品の贈呈

応募された中から優秀な作品について記念品を贈呈する。

(※優秀作品の審査は、匝瑳市市民憲章検討委員会において行う。)